

介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。

●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の人

▶特別徴収…年金から差し引かれます ※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料は6月以降に確定します。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は暫定的に前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

前年度	本年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収	仮徴収			本徴収		

前年度2月と同額を納めます。

年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。

■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳（第1号被保険者）になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など
- 他の市区町村から転入した場合

●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の人

▶普通徴収…納付書で納めます

市区町村から納付書が送られてくるので、記載された期日までに金融機関などを通じて納めます。

■安心・便利な口座振替を利用しましょう!

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。右記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

保険料を納めないでいると

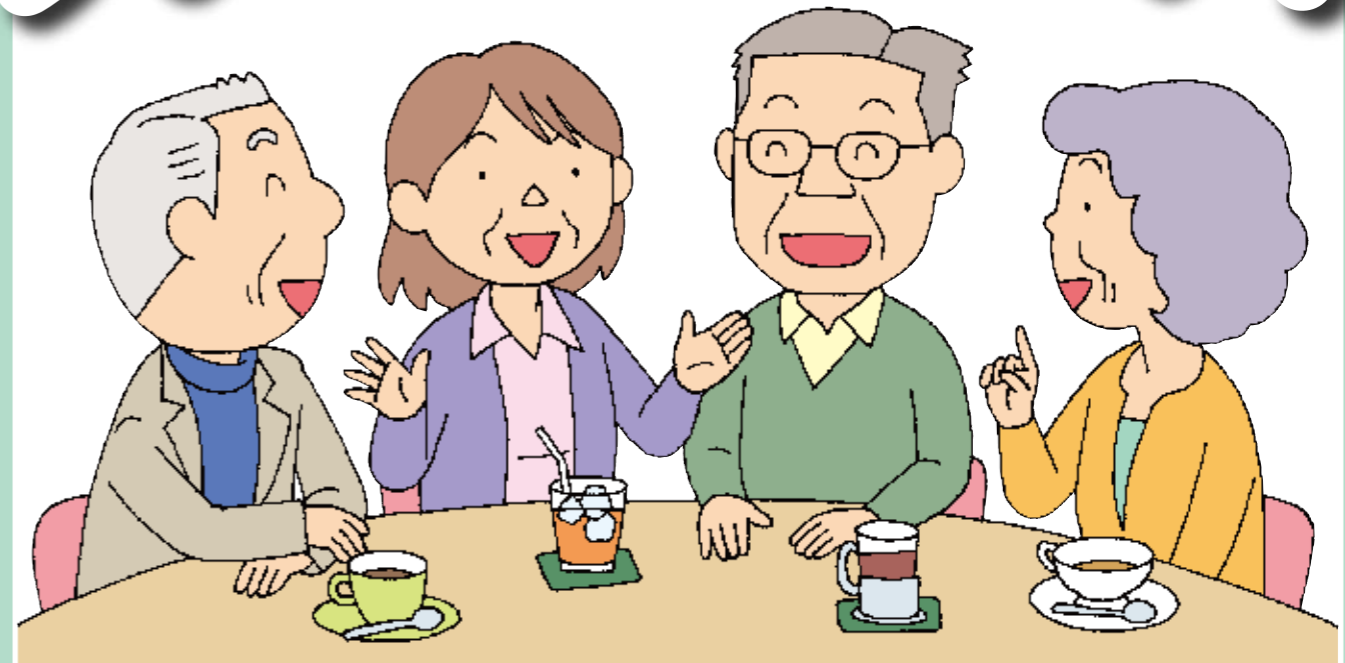
特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

- 納期限を過ぎると** 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。
- 1年以上滞納すると** サービスを利用したときの費用がいったん全額利用者負担になります。申請により、後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると** サービスを利用したときの費用がいったん全額利用者負担になります。申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めとなり、滞納している保険料分にあてられる場合があります。
- 2年以上滞納すると** サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、担当窓口までご相談ください。

納めて安心 65歳以上のみなさんへ

介護保険料



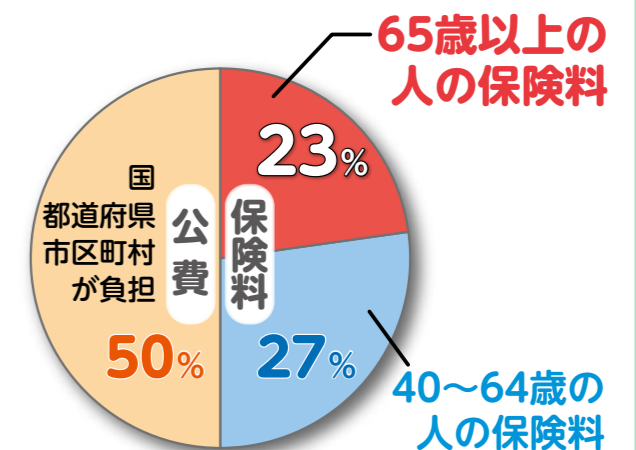
介護保険は支え合いの制度です

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の人々が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、平成30年度からは第7期の新しい金額となりました。

介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

〔介護保険の財源（利用者負担は除く）〕



※平成30年度から3年間の割合です。